

建設仮勘定の本勘定への振替漏れ

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容				
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>急性期・総合医療センターにおいて、平成26年3月に使用を開始した施設設備について、建設仮勘定から本勘定への振替が遅れているものが2件あり、平成25年度の減価償却費が使用を開始した月に当たる平成26年3月から開始すべきであるが、担当者が誤って代金支払日（平成26年4月）で当該固定資産を登録していたことにより、1,842千円未計上となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="575 699 1258 779"> <tr> <td>冷温水製造機設備更新工事</td> <td>242,546千円</td> </tr> <tr> <td>病棟トイレ他改修工事</td> <td>89,100千円</td> </tr> </table> <p>なお、上記2件の振替漏れについては、代金支払月に当たる平成26年4月に本勘定への振替が行われている。</p>	冷温水製造機設備更新工事	242,546千円	病棟トイレ他改修工事	89,100千円	<p><b>【是正を求めるもの】</b>          今後、決算日時点で建設仮勘定として計上されているものについては、建設仮勘定から本勘定への振替遅れが起こらないよう、使用開始されていないか十分に確認を行うなど、適正な事務処理手続を行われたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><b>【地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産管理規程】</b>          （減価償却の方法）          第27条 減価償却は、その固定資産を取得し使用を開始した月をもって開始し、事業年度ごとに行うものとする。</p>	<p>建設仮勘定から本勘定への振替漏れが発生しないよう、各センターからの報告様式に「引渡日」「使用開始日」の欄を新たに設けた。</p>
冷温水製造機設備更新工事	242,546千円						
病棟トイレ他改修工事	89,100千円						